

●香川県告示第198号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を休止した旨の届出があった。

令和3年4月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

休止年月日	事業所の名称及び所在地	開設者の名称及び主たる事務所の所在地
平成31年4月1日	株式会社ことひき看護ステーション 観音寺市出作町184番地3	株式会社ことひき看護ステーション 観音寺市出作町184番地3